

取引時確認に関するご協力のお願い

当金庫では、法律に基づき、お客さまのお取引にあたり取引時確認（本人確認に加えて、取引の目的、職業や事業内容等についての確認）をさせていただいております。何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要なお取引（主なもの）

- ①口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ②10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受取り
- ③200万円を超える現金取引、持参人払式小切手の受払い
- ④融資取引

※上記取引以外にも、取引時確認が必要な場合があります。

2. 取引時確認で確認させていただく事項

(1) 個人のお客さま

確認事項	確認書類等（主なもの）
①氏名・住所・生年月日	○マイナンバーカード ○運転免許証 ○在留カード ○特別永住者証明書 等 いずれか2種類 (なお、◎の書類の場合、併せて○の書類が必要になります。) ○健康保険証 ○国民年金手帳 ○取引に使用する実印の印鑑登録証明書 ◎住民票の写し（記載事項証明書） ◎印鑑登録証明書 ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書 等
②職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。

<ご本人以外の方が来店された場合>

③来店された方の氏名・住所・生年月日	上記①と同様
④ご本人との関係またはご本人のために取引を行っていること	○住民票（同居のご親族の場合のみ） ○委任状

(2) 法人のお客さま

確認事項	確認書類等（主なもの）
①名称、本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書
②来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記(1)①と同様
③法人のお客さまのために取引を行っていること	○委任状 ○登記事項証明書（代表権のある役員の場合のみ） ○上記のほか、法人のお客さまへの電話などによる確認
④事業の内容	○登記事項証明書 ○定款の写し
⑤取引の目的	○お客さまの申告により確認させていただきます。
⑥実質的支配者（*）の氏名・住所・生年月日	○お客さまの申告により確認させていただきます。 ○新規口座開設の場合は書類等により確認させていただきます。

(*）法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人（個人）をいいます。

3. その他ご留意いただきたい事項

- ・過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- ・お客さまの資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、上記事項の再確認をお願いすることがあります（その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります）。
- ・法律で定められた書類の確認、その他金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- ・上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、法律により禁じられております。
- ・上記事項の確認ができないときは、お取引ができない場合があります。
- ・ご確認させていただいた事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。